

事業を営む上で、許認可が必要な業種はたくさんあります。そのような業種を営んでいて、事業主が亡くなられた場合には、許認可における事業承継が必要となります。

期限を過ぎてから気づき、事業の要の許認可が承継できない事態となったら、経営を続けることができなくなってしまいます。あとで「しまった!」ということがないように、事前の準備が大切となります。

今回は、風俗営業を例に相続の事業承継についてお伝え致します。

1. 風俗営業における相続承継

風俗営業において、名義を他人や他社に変えることはできません。

もともと、風俗営業許可は、特定の主体（個人・法人）について、個々の営業所単位で認められるもので、許可名義の変更という概念がありません。他人に営業を引き継がせる場合や、個人事業から法人事業に切り替える場合等は、新規で許可を取り直すこととなります。

しかし、これを徹底すると、個人事業者が死亡した場合、当該店舗を運営していた法人が合併等した場合に、その営業所にかかる風俗営業許可は消滅してしまうということになってしまいます。

また、風俗営業においては営業してよい場所が厳しく決まっているので、これまでは既得権で営業できていたが、新規許可の時点で許可が取れない場所になってしまう場合もあります。たとえば隣に学校ができてしまったような場合には新規で許可はとれません。もし風俗事業者が不幸にもお亡くなりになって、息子さんが営業を引き継ぐことになったとして、その営業所がすでに許可を取れない場所になってしまっていたら、廃業せざるをえなくなってしまいます。

それではあまりに不都合の為、風適法では風俗事業者の死亡、合併、分割の場合の風俗事業者の地位（風俗営業許可）の承継を定めています。

風俗事業者（個人）が死亡し、その相続人が風俗営業を引きつぐ場合には、その相続の発生から**60日**以内に都道府県公安委員会に、営業を引き継ぐことの承認を申請し、承認を得ることが可能です。

都道府県公安委員会から承認を受けると、被相続人の風俗事業者としての地位を引き継いだことを正式に認められたこととなります。

2. 必要書類

個人である風俗事業者が死亡した場合において、その相続人がその風俗営業を引き継ごうとする場合には、風俗事業者が**死亡したときから60日以内**に公安委員会に届け出て、その承認を受ける必要があります。

この届出の手続は、所定の相続承認申請書に必要な書類を添付して行います。

相続人と被相続人との続柄を証明する書面（被相続人の戸籍（除籍）謄本等）

当該申請者以外にも相続人がいる場合には、その者（他の相続人）の氏名・住所を記載した書面、ならびに、それらの他の相続人の当該申請者が申請することについての同意書。

風適法第4条第1項第1号から第8号の欠格事由に該当しないことを誓約する書面

相続人が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名・住所を記した書面及び法定代理人の許可を得ていることを称する書面

住民票の写し

成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の地町村長の証明書

未成年者で風俗営業を営むことについて法定代理人の許可を得ている者については、その法定代理人の氏名・住所を記載した書面、及び法定代理人の許可を受けていることを称する書面。

* 上記以外の書類も必要となりますので、詳細は当事務所までご相談ください。

3. 届出から許可までの間の営業

相続人が風俗営業を引き継ぐ旨の届出をした場合、その届出をした日から、公安委員会により承認され、または承認しないとされるまでの間、相続人は当該風俗営業を行うことができるのかという問題があります。これについては、風適法第7条第2項は、この間について被相続人の風俗営業許可は相続人についても有効としています。従って、相続人は、その間自己の名で風俗営業を行うことができることとなります。

但し、これはあくまでも相続人が承継の届出をしてから、承認または不承認がなされるまでの間であって、届出をする以前においては、営業を行うことはできません。

4. その後の手続き

承認されたとき...相続人は、被相続人が交付を受けていた許可証を公安委員会に提出して、その書き換えを行います。

承認されなかったとき...相続人は、被相続人が交付を受けていた許可証を公安委員会に返納しなければなりません。

* あとがき

上記のとおり、風俗営業の相続承継においては亡くなられてから60日以内に届出が必要となりますので、事前に準備をしておかないと相続承継できなくなってしまいます。近い将来承継が必要な場合等、事業承継をご検討の場合には、どうぞ当事務所までご相談ください。